

建物の警備業務に係る事後審査型一般競争入札試行運用方針

平成 25 年 1 月 21 日	財政局管財部長決裁
平成 25 年 7 月 22 日	一部改正
平成 26 年 6 月 3 日	一部改正
平成 30 年 12 月 3 日	一部改正
令和 4 年 4 月 8 日	一部改正
令和 5 年 7 月 20 日	一部改正
令和 6 年 3 月 28 日	一部改正
令和 6 年 11 月 29 日	一部改正

1 趣 旨

この方針は、建物の警備業務の一部において、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領（平成 20 年 3 月 28 日財政局理事決裁。以下「役務要領」という。）第 9 条の規定に基づき、入札参加資格の確認を入札後に行う（以下「事後審査型」という。）一般競争入札を試行実施することにあたり、役務要領の運用のほか契約事務に係る基本的な事項を定める。

2 用語の定義

この方針において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 参加資格者 札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領（平成 14 年 9 月 18 日財政局理事決裁。以下「審査要領」という。）第 9 条第 1 項に規定する札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登載されている者
- (2) 取扱業種 契約案件ごとに定める審査要領別表 2 業種分類表の中分類欄に掲げる業種をいう。
- (3) 事業協同組合等 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）等の規定に基づき設立された組合又はその連合会をいう。
- (4) 落札候補者 予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者をいい、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 2 項の規定に基づき、あらかじめ最低制限価格を設けているものにあつては、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格で入札した者のうち最低の価格をもって入札した者をいう。

3 対象業務

建物の警備業務のうち、予定価格 1,000 万円（役務の提供を受ける期間が 12 月を超える場合はその 1 年間に相当する額をいう。）以上のものにあつては、事後審査型一般競争入札を行うものとする。ただし、役務要領第 84 条ただし書きの規定に該当するものを除く。

4 入札参加資格

前記 3 に基づく事後審査型一般競争入札に参加することができる者は、役務要領第 3 条に掲げる要件のほか、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。なお、入札参加資格にあつては、役務要領第 4 条第 4 項の規定に基づく資格審査委員会（以下同じ。）の議

を経て、同条第7項の規定により決定するものとする。

(1) 次に掲げる一定の資本関係又は人的関係にある者が同一入札に参加していないこと。

ア 資本関係

(ア) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

(ア) 一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ 入札に参加する事業協同組合等の組合と他の入札参加者について、上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(2) 札幌市内に本店又は支店等を有し、かつ、当該事業所において、次に掲げる要件を満たしていること。

ア 警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第1項第1号に定める警備業務（業務内容に公道での交通誘導整理等を伴う場合にあつては、必要に応じて、同項第2号に定める警備業務を含む。以下同じ。）の遂行に必要な資格を現に有していること。

イ 社会保険適用事業所で、かつ、当該事業所において警備業務に従事する者（労働

基準法第9条に定める労働者)を、社会保険加入義務のある雇用条件により現に5人以上雇用していること。

(3) 警備業務の遂行に関する賠償責任保険に加入していること。

(4) 原則として、一定規模以上の警備業務の履行実績(事業協同組合等の場合は当該組合とその組合員(組合が指定した組合員)の合計値)を有すること。

(5) その他、資格審査委員会において、役務要領第85条第1項(第1号を除く。)及び第2項の規定に基づき定めた要件を満たすこと。

5 告示

(1) 事後審査型一般競争入札の告示は、別記1標準告示例によるものとする。

(2) (1)の告示及び役務要領第6条の規定に基づく公告は、札幌市物品・役務契約に係る入札等情報の公表に関する事務取扱要領(平成25年12月2日財政局契約管理担当局長決裁。以下「公表要領」という。)第3条から第6条までの規定に基づき行うものとする。

6 入札説明書

(1) 事後審査型一般競争入札に参加を希望する者に対しては、入札説明書を交付するものとする。なお、建物の防犯上、防火上又は衛生上支障がないと認められるものに限って、入札説明書を、前記5(2)の公告に併せて局又は部ホームページに掲載することができる。

(2) 入札説明書は、別記2標準入札説明書例によるものとする。

(3) 入札説明書には、業務仕様書、契約書案、入札及び契約に必要な書類の様式、札幌市競争入札参加者心得(平成15年9月10日管財部長決裁)その他必要と認める書類を添付しなければならない。

7 入札書の提出方法

(1) 入札書は、電送による提出は認めないものとする。

(2) 提出された入札書は、役務要領第11条の規定に基づき取り扱うものとする。

8 開札

入札の開札は、役務要領第12条第3項の規定に基づき行うものとする。

9 入札参加資格の審査

落札候補者に対する入札参加資格の審査は、役務要領第13条及び第14条の規定に基づき、落札候補者より次に掲げる書類の提出を求めて行うものとする。

(1) 事後審査型一般競争入札参加資格確認申請書(様式1)

(2) 資本関係・人的関係調書(様式2)

(3) 事業所所在地及び警備業務を営むことを証する調書(様式3)

(4) 同様の業務における過去の実績を証する書類(様式4)

(5) その他市長が必要と認める書類

10 落札者の決定等

(1) 入札執行者は、落札者の決定等を行おうとするときは、あらかじめ、前記9の審査結果を記載した一般競争入札参加資格審査調書(様式5)を作成するものとする。

(2) 役務要領第14条第3項に規定する落札候補者への無効通知は、様式6により行うものとする。

- (3) 役務要領第 15 条第 2 項に規定する落札者への通知において、文書により直ちに行うことができないときは、口頭又は電話その他の適切な方法によることができる。なお、落札者以外の参加者への通知は、公表要領第 8 条に定める入札等執行調書の公表をもって、これに代えることができる。

11 苦情の申立て

入札参加資格が認められなかった者は、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから 10 日以内（札幌市の休日を定める条例に定める休日を除く。）に、その理由について書面により説明を求めることができるものとする。この場合においては、あらかじめ資格審査委員会の議を経たうえで、書面によりその者に回答するものとする。

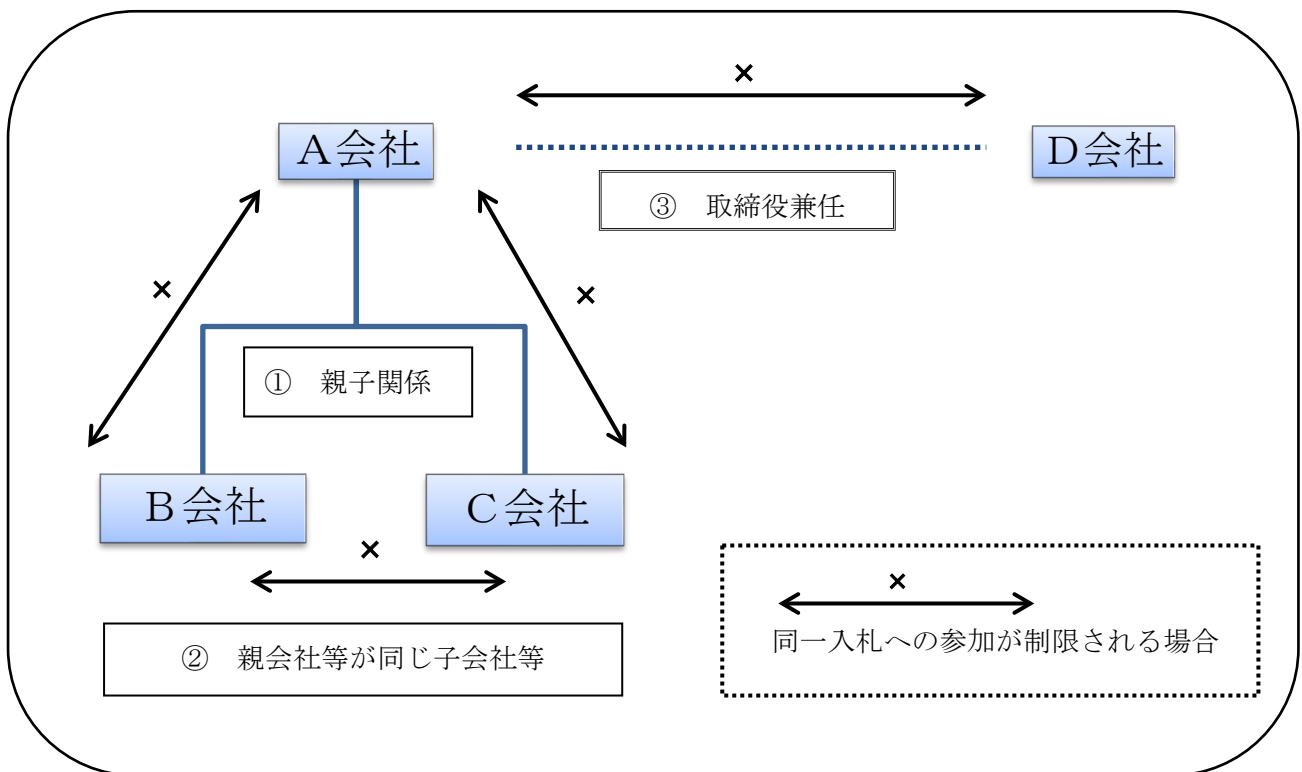
12 適用年月日

- (1) この方針は、役務の提供を受け始める日が、平成 25 年 4 月 1 日以後である契約から適用する。
- (2) 改正後の方針は、令和 6 年 12 月 2 日以後に公告その他の契約の申込みの誘引を行うものから適用する。

事後審査型一般競争入札における特定の関係にある資格者同士の入札参加に関する制限

1 特定の関係にある資格者同士の入札参加に関する制限

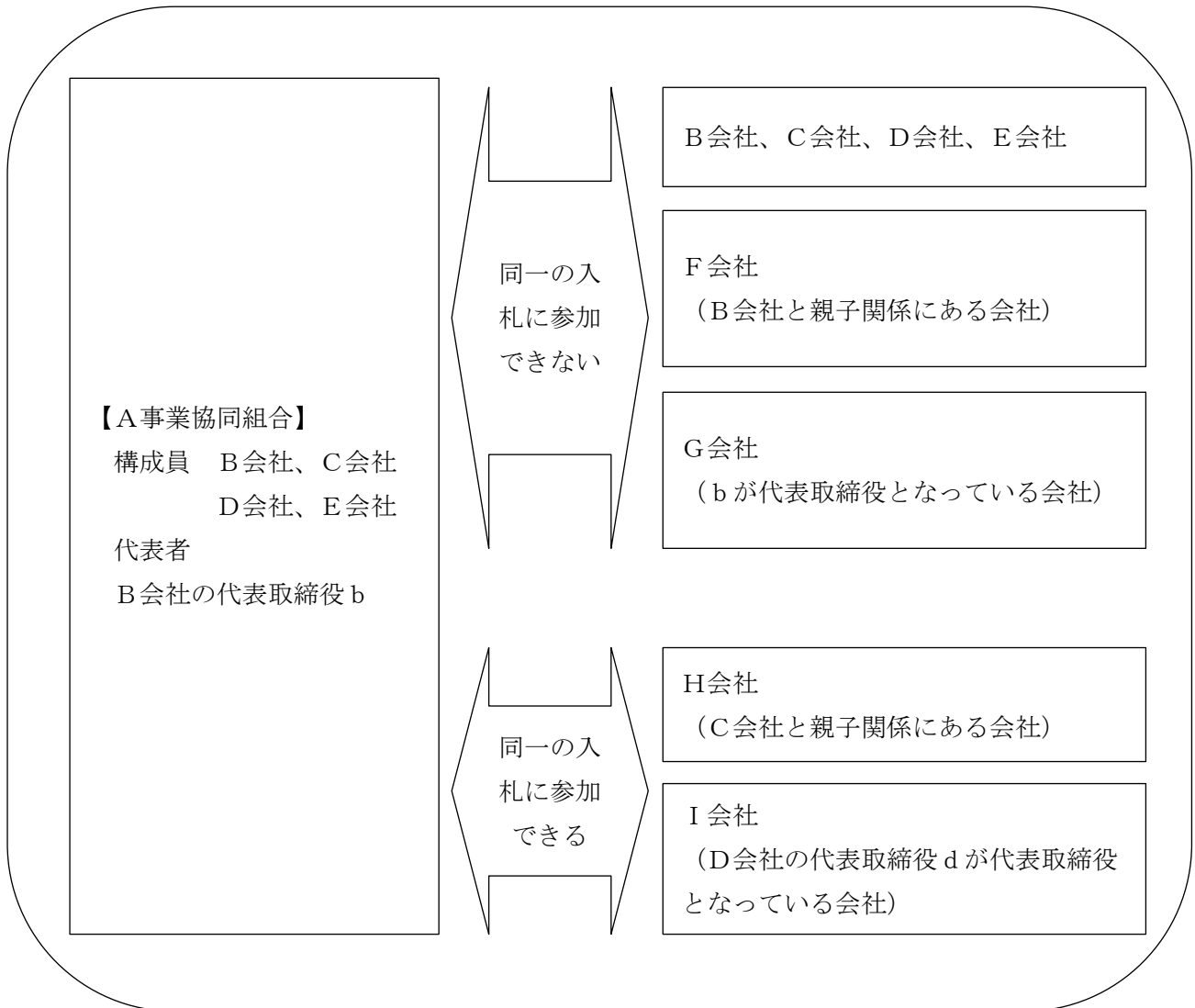
入札参加者間に入札の適正さが阻害されると考えられる資本関係又は人的関係がある場合には、公正な入札の執行の観点から、同一入札への参加を制限します。



2 事業協同組合等の場合

中小企業等協同組合法等の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「事業協同組合等」という。）が入札に参加する場合には、当該組合の構成員が同一の入札に参加することができません。

また、事業協同組合等の代表者が、当該事業協同組合等の構成員である法人の役員である場合には、当該法人と親子関係・人的関係にある会社は同一の入札に参加することはできません。



3 人的関係の基準

一方の会社等の役員が他方の会社等の役員を兼ねている場合など、同一の者がそれぞれの会社の経営に関与することにより入札の価格を決定したり、又は知り得る立場にあることから、同一の入札への参加を制限します。

【同一入札の参加を制限される人的関係の基準】

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(1)については、会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- (1) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - ア 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (ア) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (イ) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (ウ) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (エ) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - イ 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - ウ 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - エ 組合の理事
 - オ その他業務を執行する者であって、アからエまでに掲げる者に準ずる者
- (2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合
- (3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

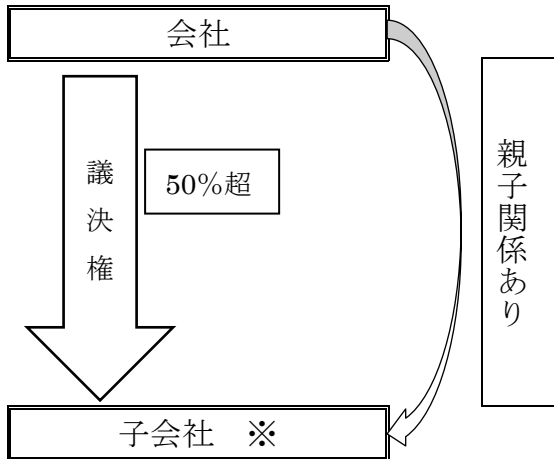
4 親子関係の判断

子会社等とは、会社法第2条第3号の2に該当する会社等をいい、親会社等とは同条第4号の2に該当する者をいいます。

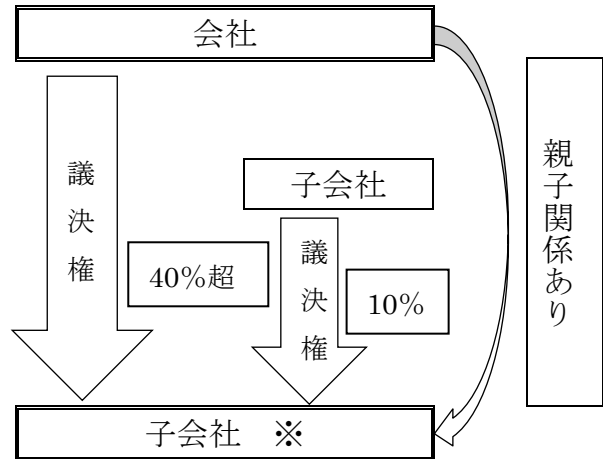
例えば、以下に示す関係を有していれば、親子関係があるものと判断します。

(1) 議決権の過半数を有している場合

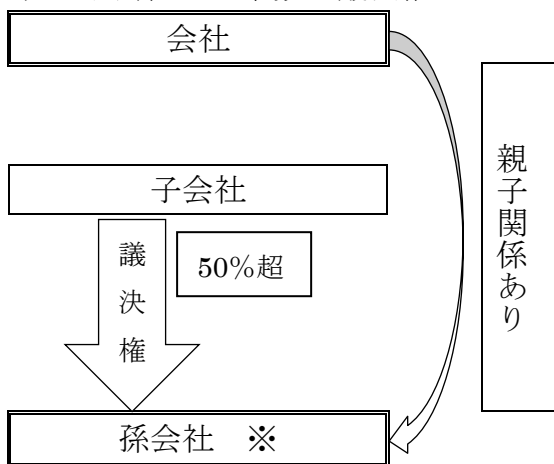
ア 直接過半数の議決権あり



イ 子会社と併せて過半数の議決権あり



ウ 子会社が過半数の議決権あり

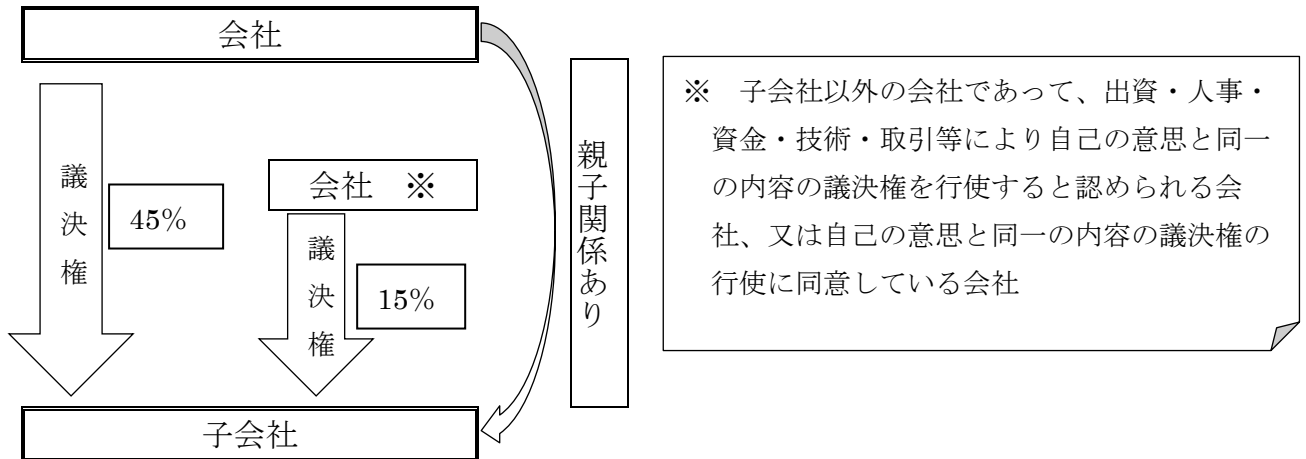


※ 子会社などが以下に該当する場合は、有効な支配従属関係が存在しないと認められるため、親子関係はないものとします。

- ①民事再生法の規定による再生手続開始の決定を受けている
- ②会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けている

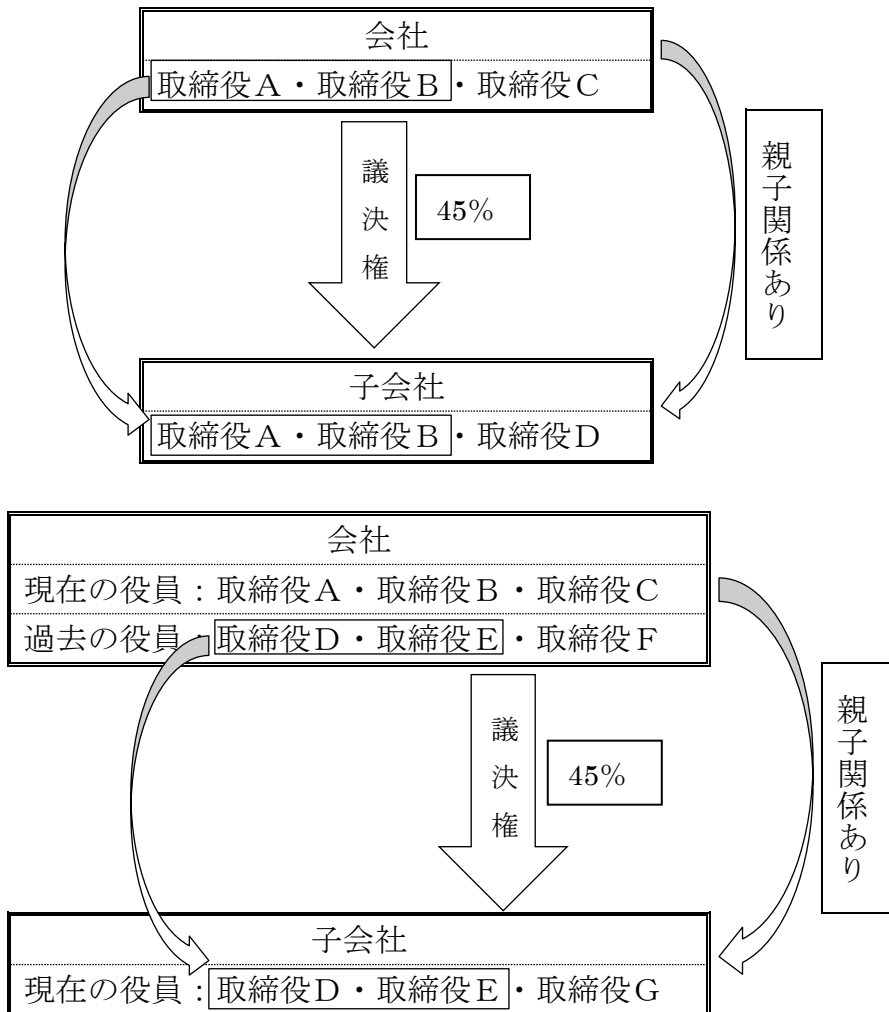
(2) 議決権の40%以上50%未満を保有している場合

ア 他の会社と併せて過半数の議決権を有する場合

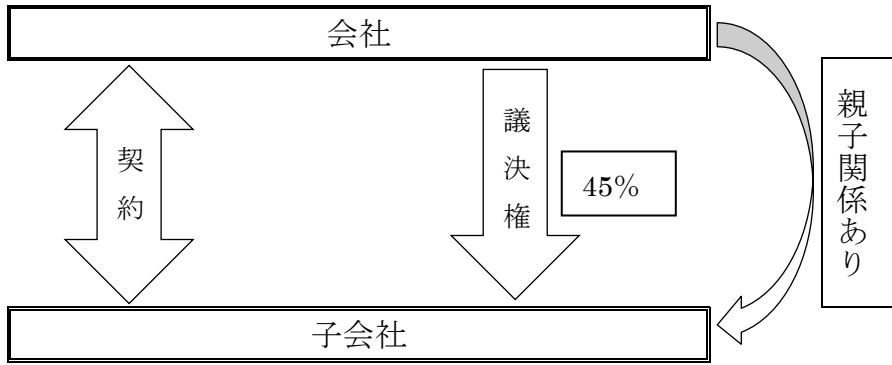


イ 一定の人的な関係がある場合

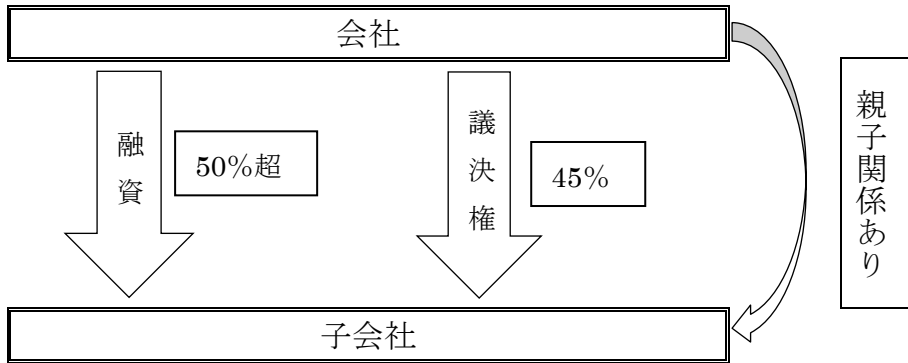
自己の役員、業務を執行する社員、使用人若しくはこれらであった者が、他の会社の取締役会等の構成員の過半数を占めている場合。



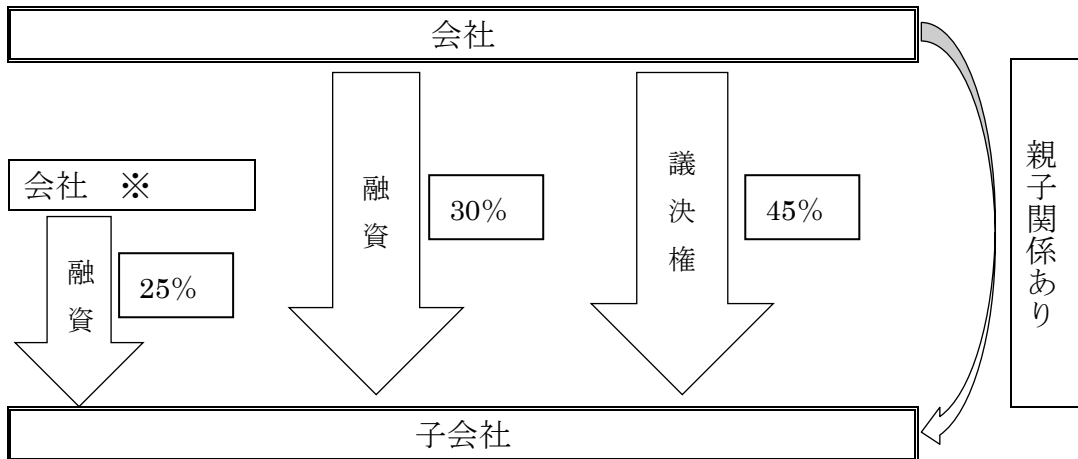
ウ 重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在する場合



エ 資金調達額の総額の過半数の額を融資している場合



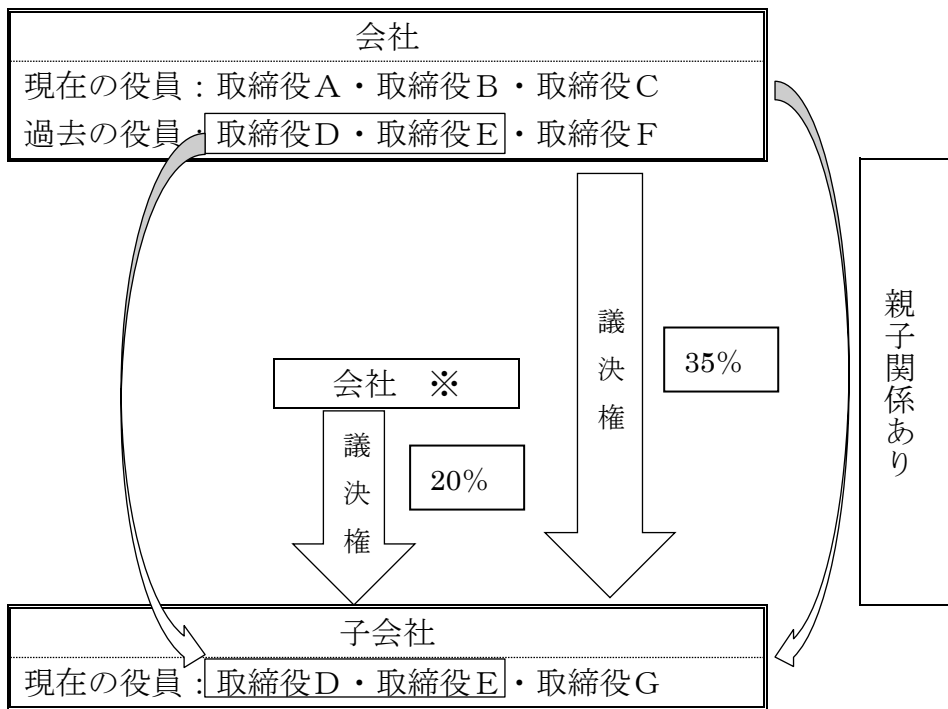
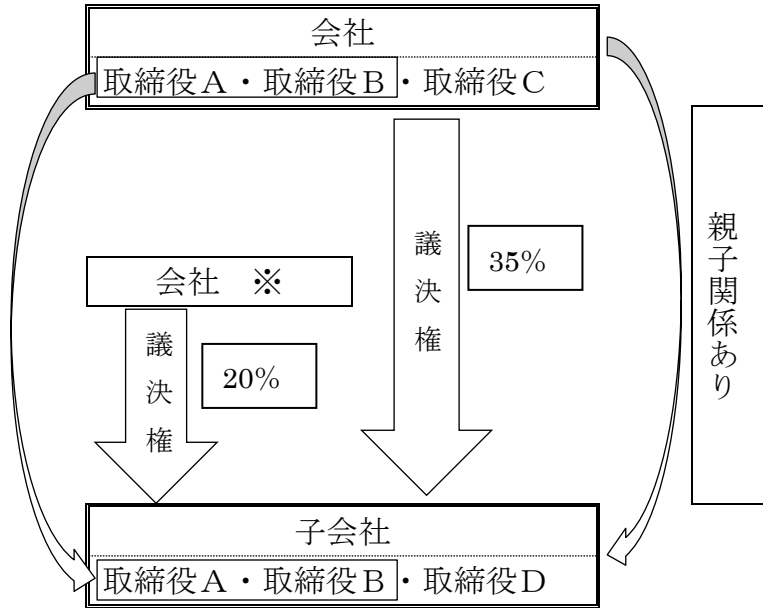
オ 他の会社と併せて過半数の額を融資している場合



※ 子会社以外の会社であって、出資・人事・資金・技術・取引等において自己と緊密な関係のある会社

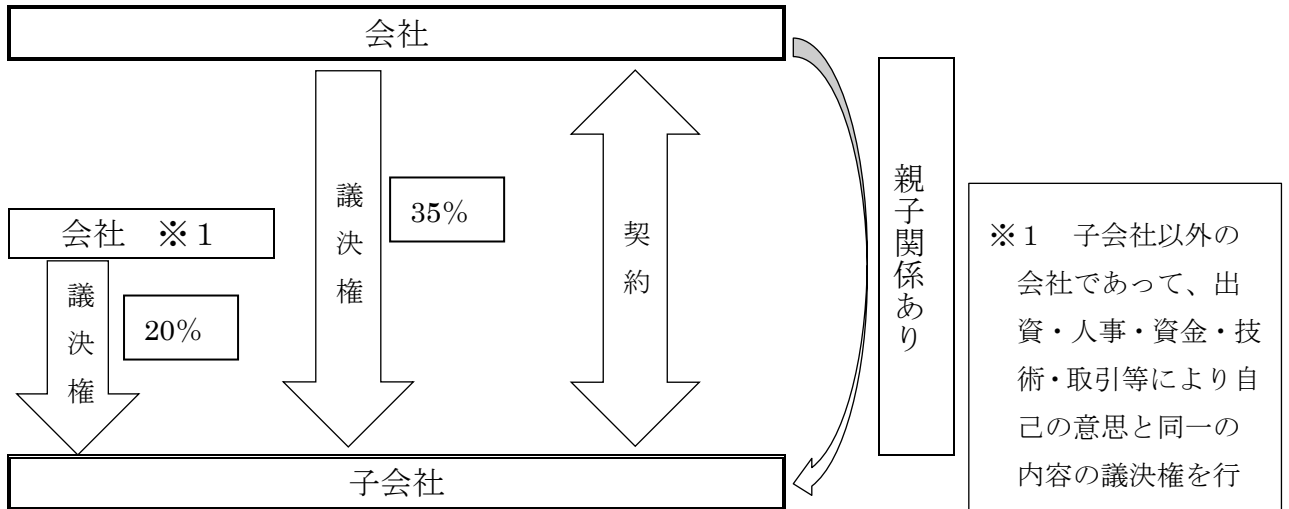
(3) 議決権の保有が0%以上40%未満である場合であって、他の会社と併せて過半数を有する場合

ア 一定の人的な関係がある場合



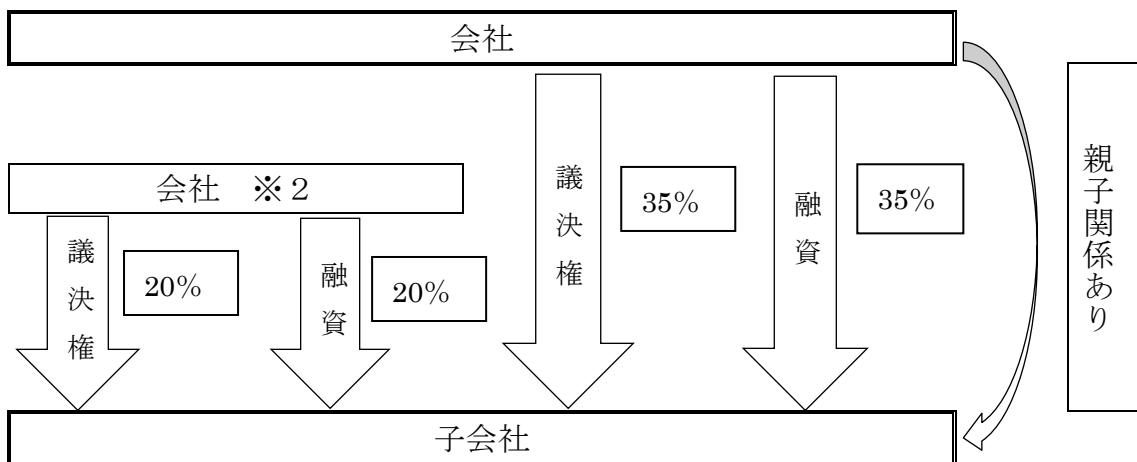
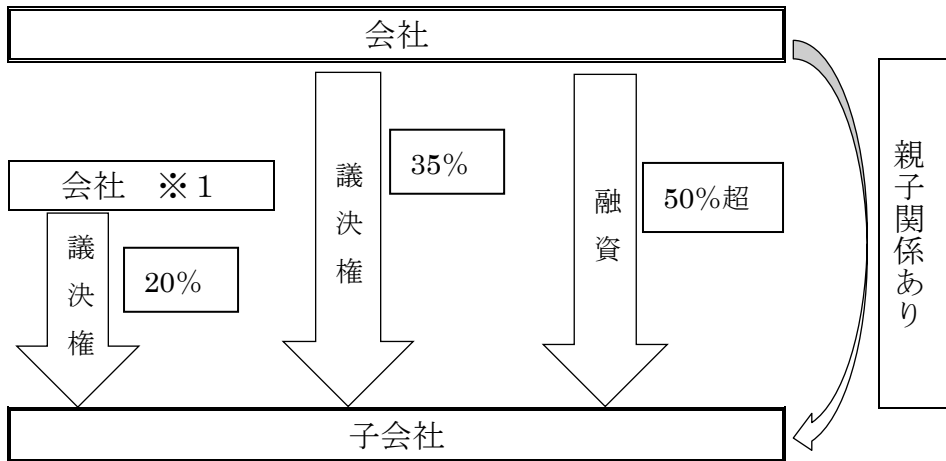
※ 子会社以外の会社であって、出資・人事・資金・技術・取引等により自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる会社、又は自己の意思と同一の内容の議決権の行使に同意している会社

イ 重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在する場合



※1 子会社以外の会社であって、出資・人事・資金・技術・取引等により自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる会社、又は自己の意思と同一の内容の議決権の行使に同意している会社

ウ 資金調達額の総額の過半数の額を融資している場合



※2 子会社以外の会社であって、出資・人事・資金・技術・取引等において自己と緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる会社

入札参加資格審査資料の提出について

入札説明書6(4)ウの「入札参加資格の審査」に係る提出書類は次のとおり。

- 1 事後審査型一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）
- 2 資本関係・人的関係調書（様式2）
- 3 事業協同組合等にあつては、組合員名簿
- 4 官公需適格組合にあつては、官公需適格組合の証明書写し
- 5 事業所所在地及び警備業務を営むことを証する調書（様式3）
本調書における記載事項の証として、次に掲げる書面を併せて提出すること。
 - (1) 警備業の認定を受けたことを示すために主たる営業所に掲示する標識の写し、及びウェブサイト上に掲示する標識を確認できるウェブサイト画面の写し〔ウェブサイト画面の写しの提出がない場合は、その理由を標識の写しの余白又は別の任意書式に記載して提出すること。〕
(警備業法第4条の規定に基づく認定を受けていることが確認できるもの。)
 - (2) 営業所設置等に係る届出書の写し（警備業法第5条、第7条又は第9条の規定に基づく関係書類の写しで、札幌市内の事業所であること、並びにその事業所の警備員指導教育責任者の届出内容が確認できるもの）
 - (3) 届出している警備員指導教育責任者【及び機械警備業務管理者（※機械警備の場合追記）】に係る資格証
 - (4) 上記(2)の事業所が社会保険適用事業所であることを証するものとして、当該事業所において警備業務に従事する者の名簿及びそれらの者の健康保険証（事業所名称及び被保険者の氏名を確認でき、かつ有効期限内のものに限る。）の写し〔新規加入等により現在有効な健康保険証がない従事者については、日本年金機構から通知されたその者に係る直近の健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書等（資格取得及び随時改定の決定通知書を含む。）の写し〕を提出すること（注1）。
 - (5) 上記(2)の事業所が納付義務者である労働局又は労働保険事務組合のいずれかが発行している直近の労働保険料の領収書写し。なお、労働保険に係る継続事業の一括承認を受けている場合は、その旨を証する書類の写し〔写しがない場合はその旨を証する申出書（任意書式）〕を併せて提出すること。
 - (6) 締結前交付書面（警備業法第19条に定める書面）
 - (7) 警備業の業務遂行に関する賠償責任保険証の写し
- 6 契約実績調書（様式4）
本調書における記載事項の証として、契約書又は発注書その他発注者が発行した契約実績を証するものの写しを併せて提出すること。

【注 意】

- 1 提出の際は、以下の情報についてマスキングした状態で提出すること。
 - (1) 被保険者等記号・番号及び保険者番号（これらの情報が読み取れるQRコードを含む。）
 - (2) 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書等の写しにおいて、提出対象でない従事者に関する情報が印字されている場合は、当該対象でない従事者の情報

別記1 標準告示（長期継続契約）例

札幌市告示第 号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第4条の規定に基づいて告示します。

年 月 日

札幌市長（市長名）

記

1 契約担当部局

郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇 札幌市〇〇区〇〇〇〇〇〇

札幌市〇〇局（区）〇〇〇〇部〇〇〇〇課〇〇〇〇〇〇係（電話 011-〇〇〇〇-〇〇〇〇）

メールアドレス 〇〇〇〇@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称 〇〇〇〇〇〇業務

(2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。

(3) 履行期間 年 月 日から 年 月 日までとする。

ただし、本調達は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る予算の削除又は減額があった場合には、契約を解除することがある。

(4) 履行場所 〇〇〇〇〇庁舎（札幌市 区 ）

(5) 入札方法 月額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望月額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 〇～〇年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が警備業の〇【又は△】等級に登録されている者であること。

(3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(5) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。

ア 資本関係

(ア) 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

(ア) 一方の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条

別記1 標準告示（長期継続契約）例

第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ 入札に参加する事業協同組合等の組合と他の入札参加者について、上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(6) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中ではないこと。

(7) 札幌市内に本店又は支店等を有し、かつ、その事業所において、次に掲げる要件を満たすものであること。

ア 警備業法第2条第1項第1号【及び第2号（※業務内容に公道における交通誘導整理等を伴う場合、必要に応じ追記。）】に定める警備業務に係る警備業の認定を受け、又は営業所設置等の届出を行っていること。

イ 社会保険適用事業所で、かつ、当該事業所において警備業務に従事する労働者（労働基準法第9条に定める者）を、社会保険加入義務のある雇用契約により現に5人以上雇用していること。

(8) 警備業務の遂行に関する賠償責任保険に加入していること。

(9) ○○○以上の警備業務の履行実績があること。

(10) 事業協同組合等における取扱いについて

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）等の規定に基づき設立された組合又はその連合会で、かつ、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、上記の入札参加資格のうち(7)～(9)に定める資格について、次のとおり取扱う。

ア (7)のイに掲げる要件について、社会保険適用事業所にあつては、当該組合又は組合員（組合が指定する所在地が札幌市内の組合員）のいずれかとし、人員にあつては、当該組合と組合員（組合が指定する所在地が札幌市内の組合員）に係る人員の合計値とすることができる。

イ (8)に掲げる要件については、当該組合又は組合員（組合が指定する所在地が札幌市内の組合員）のいずれかとするすることができる。

ウ (9)に掲げる要件については、当該組合と組合員（組合が指定する所在地が札幌市内の組合員）に係る契約実績の合計値とすることができる。

4 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所

上記 1 に同じ

(2) 入札の日時及び場所

年 月 日 (○) ○○時○○分

札幌市○○局 (区) ○○○○部○○○○課入札室 (札幌市 区)

(3) 開札

入札終了後直ちに上記 (2) の場所にて行う。

(4) 入札書の提出方法

上記 (2) の指定日時及び場所において、紙入札方式により直接入札箱へ投函するか、持参又は送付により提出すること（電送による提出は認めない。）。

持参又は送付により提出する場合は、上記 1 あてに○○年○○月○○日 (○) ○○時○○分 (必着) までに提出すること。

5 入札手続等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の 1 年間に相当する額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号及び札幌市競争入札参加者心得第 8 項各号の一に該当する入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 最低制限価格の設定 有

(6) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査（事後審査方式）する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して 3 日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、入札説明書に示す書類（上記 3 に掲げる入札参加資格を有することを証する書類）を提出しなければならない。電子メールにより提出する場合、事前に契約担当部局に電子メールにて提出することを申し出たうえで、差出人アドレスは札幌市競争入札参加資格（物品・役務）に登録されている見積依頼用メールアドレスとすること。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札を、入札参加資格のない者のした入札と見なし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合

別記 1 標準告示（長期継続契約）例

は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

- (7) 詳細は入札説明書による。

別記2標準入札説明書（長期継続契約）例

入 札 説 明 書

○年札幌市告示第○○号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 年 月 日

2 契約担当部局

〒 札幌市○○区○○○○○○

札幌市○○局（区）○○○部○○○○課○○○係 電話 011- - （FAX 011- - ）

メールアドレス ○○○○@city.sapporo.jp

3 入札に付する事項

(1) 役務の名称 ○○○○○○業務

(2) 調達案件の仕様等 仕様書による。

(3) 履行期間 年 月 日から 年 月 日までとする。

ただし、本調達は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る予算の削除又は減額があった場合には、契約を解除する場合がある。

(4) 履行場所 庁舎（札幌市 区 ）

(5) 入札書の記載方法

月額で行う。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) ○～○年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が警備業の○【又は△】等級に登録されている者であること。

(3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全なものでないこと。

(4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(5) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。（詳細については別記1参照）

ア 資本関係

（ア）子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ。）の関係にある場合

（イ）親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

（ア）一方の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

（a）会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

（b）会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

別記2 標準入札説明書（長期継続契約）例

- (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - d 組合の理事
 - e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずる者
 - (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合
 - (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - ウ 入札に参加する事業協同組合等の組合と他の入札参加者について、上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (6) 札幌市競争入札参加資格者参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 札幌市内に本店又は支店等を有し、かつ、当該事業所において、次に掲げる要件を満たすものであること。
- ア 警備業法第2条第1項第1号【及び第2号（※業務内容に公道における交通誘導整理等を伴う場合、必要に応じ追記。）】に定める警備業務に係る警備業の認定を受け、又は営業所設置等の届出を行っていること。
 - イ 社会保険適用事業所で、かつ、当該事業所において警備業務に従事する労働者（労働基準法第9条に定める者）を、社会保険加入義務のある雇用契約により現に5人以上雇用していること。
- (8) 警備業務の遂行に関する賠償責任保険に加入していること。
- (9) ○○○以上の警備業務の履行実績があること。
- (10) 事業協同組合等における取扱いについて
- 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）等の規定に基づき設立された組合又はその連合会で、かつ、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、上記の入札参加資格のうち(7)～(9)に定める資格について、次のとおり取扱う。
- ア (7)のイに掲げる要件について、社会保険適用事業所にあつては、当該組合又は組合員（組合が指定する所在地が札幌市内の組合員）のいずれかとし、人員にあつては、当該組合と組合員（組合が指定する所在地が札幌市内の組合員）に係る人員の合計値とすることができる。
 - イ (8)に掲げる要件については、当該組合又は組合員（組合が指定する所在地が札幌市内の組合員）のいずれかとするすることができる。
 - ウ (9)に掲げる要件については、当該組合と組合員（組合が指定する所在地が札幌市内の組合員）に係る契約実績の合計値とすることができる。

5 入札書の提出方法等

- (1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先
上記2に同じ。

- (2) 入札の日時及び場所

年 月 日 (○) ○○時○○分

札幌市○○局（区）○○○○部○○○○課入札室（札幌市 区 ）

- (3) 入札書の提出方法

入札書は、別紙1の様式にて作成し、上記(2)の指定日時及び場所において、紙入札方式により直接入札箱へ投函するか、持参又は送付により提出すること（電送による提出は認めない。）。

なお、持参又は送付する場合には以下に留意すること。

- ア 入札書を直接持参する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「○○年○○月○○日 (○) ○○時○○分開札「○○○業務」の入札書

別記2 標準入札説明書（長期継続契約）例

中」の旨を記載し、上記2あてに〇〇年〇〇月〇〇日（〇）〇〇時〇〇分までに提出しなければならない。

イ 入札書を送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「〇〇年〇〇月〇〇日（〇）〇〇時〇〇分開札「〇〇〇業務」の入札書在中」の旨を記載し、上記2あてに〇〇年〇〇月〇〇日（〇）〇〇時〇〇分までに送付しなければならない。

ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(4) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答

ア 提出方法

書面による持参、送付、電子メール又はファクシミリにより提出すること。

イ 提出先及び提出期限

上記2の契約担当部局へ、上記1の告示の日から〇〇年〇〇月〇〇日までの午前8時45分から午後5時15分までの間で提出すること。

ウ 回答書の閲覧

〇〇年〇〇月〇〇日以降、上記2の契約担当部局にて閲覧に供するとともに、〇〇局（部）ホームページに掲載する。

(5) 入札の無効

ア 本説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第8項各号の一に該当する入札は無効とする。

イ 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第13条に定める入札参加資格の審査書類の提出の指示があったにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、当該入札は無効とする。

(6) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

(7) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争入札参加資格者の氏名又は名称及び住所並びに代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしたうえで、入札書とともに代理委任状（別紙2）を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札

ア 開札は、入札後直ちに上記5(2)の場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状（別紙2）を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、最低制限価格を設定している場合に、これを下回った入札をした者は、再度の入札に参加できない。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

6 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要

別記2 標準入札説明書（長期継続契約）例

契約を締結しようとする者は、契約金額の1年間に相当する額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 最低制限価格の設定

札幌市役務契約に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度運用要領に基づき最低制限価格を設定する。（別記3「建物清掃警備等業務における最低制限価格等の算定」参照）

(4) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札候補者として、落札保留のうえ下記ウの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。

イ 同額抽選

落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者の審査の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

ウ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査するので、落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、上記4に掲げる入札参加資格を有することを証する書類（別記2「入札参加資格審査資料の提出について」参照）を提出しなければならない。電子メールにより提出する場合、事前に契約担当部局に電子メールにて提出することを申し出たうえで、差出人アドレスは札幌市競争入札参加資格（物品・役務）に登録されている見積依頼用メールアドレスとすること。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

エ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記ウの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

オ 入札が無効となった者の取扱い

上記ウ又はエに基づき入札が無効となった者は、上記5(8)オに掲げる再度の入札に参加できないものとする。

(5) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望するものは、上記4に掲げる入札参加資格を有することを証明する書類（別記2参照）を、入札関係職員の求めに応じ提出しなければならない。また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることにはできない。

(6) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期限内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかったとき

別記2 標準入札説明書（長期継続契約）例

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(7) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(8) 契約条項

別紙3のとおり

(9) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内（札幌市の休日を定める条例に定める休日を除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出場所

上記2に同じ。

イ その他

提出は持参することにより提出するものとし、送付又は電送によるものは受け付けない。

事後審査型一般競争入札参加資格確認申請書

(あて先) 札幌市長

住 所
申 請 者 商号又は名称
(落札候補者名) 代表者氏名

印

年 月 日付け入札告示のありました

(役務名称)

に係る競争入札参加資格について、確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、当社は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること、警備業法第4条の規定に基づく認定を受けかつ有効期間内の者であること、並びにこの申請書及び添付書類の内容は事実と相違ないことを誓約します。

記

添付資料

添付の有無	添付書類等の名称	備考
	資本関係・人的関係調書	
	事業所所在地及び警備業務を営むことを証する調書	
	締結前交付書面（警備業法第19条に定める書面）	
	警備業の業務遂行に関する賠償責任保険証の写し	
	契約実績調書	
	組合員名簿	
	官公需適格組合の証明書写し	

注1：添付した書類は、「添付の有無」欄の○印をつけてください。なお、この場合、どの書類が必要か告示及び入札説明書により確認してください。

注2：契約担当課が認めた場合は、札幌市競争入札参加資格（物品・役務）に登録されている見積依頼用メールアドレスを用いた電子メールによる提出（押印不要）を可とします。送信先等の提出方法は契約担当課の指示に従ってください。

【資本関係・人的関係申出書】

入札日現在における、当社と、他の札幌市競争入札参加資格者（物品・役務）等間の資本関係・人的関係について、次のとおり申出いたします。

資本関係又は人的関係 有り ・ 無し （どちらかに○を付する。）

※有りの場合は、「資本関係・人的関係調書（様式2）」を添付すること。

資本関係・人的関係調書

年 月 日

(あて先) 札幌市長

所在地
 申告者 商号又は名称
 代表者氏名

⑩

当社と資本関係及び人的関係のある者は、次のとおり相違ありません。

記

1 資本関係に関する事項

- ① 会社法第2条第4号の2の規定による親会社等は、次のとおりです。

商号又は名称	所在地	代表者氏名

- ② 会社法第2条第3号の2の規定による子会社等のうち、札幌市競争入札参加資格者名簿に登録されている者は、次のとおりです。

商号又は名称	所在地	代表者氏名

- ③ ①に記載した親会社等の他の子会社等のうち、札幌市競争入札参加資格者名簿に登録されている者は、次のとおりです。

商号又は名称	所在地	代表者氏名

2 人的関係に関する事項

役員等を兼任している他の会社等（親子関係にある会社等を除く。）のうち、札幌市競争入札参加資格者名簿に登録されている者は、次のとおりです。

当社の役員等		兼任先及び兼任先での役職		
役職	氏名	商号または名称	所在地	役職

【備考】

- 記載すべき役員等の範囲については、入札説明書の入札参加資格の項を参照してください。
- 記載事項の真偽を確認するため、会社法第121条に規定する株主名簿の写しその他関係資料の提出を求めることがあります。
- 該当のない事項については、その欄に「該当なし」と記載してください。
- この申告書に記載された事項が事実と相違することが明らかとなった場合には、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止等の措置を行うことがあります。
- 契約担当課が認めた場合は、札幌市競争入札参加資格（物品・役務）に登録されている見積依頼用メールアドレスを用いた電子メールによる提出（押印不要）を可とします。送信先等の提出方法は契約担当課の指示に従ってください。

事業所所在地及び警備業務を営むことを証する調書

1 施設警備に係る札幌市内の本店又は支店等

名 称	所 在 地

※警備業法第6条第1項の標識の写し等のほか、上記の事業所の名称、所在地、警備区分及び警備業務の種別並びに下記2の警備員指導教育責任者の届出内容を明記した申請書又は営業所設置等届書の写しを添付すること。

2 上記1の事業所における警備員指導教育責任者等

氏 名	住 所（注1）

※警備員指導教育責任者証の写しを添付すること。

※入札参加資格において警備業法第2条第1項第2号の警備に係る資格も求めている場合は、第1号及び第2号それぞれの警備について選任する警備員指導教育責任者を記載（兼務の場合はその旨を記載）すること。

※機械警備業務の場合は、警備員指導教育責任者のほか機械警備業務管理者を記載のうえ、機械警備業務管理者資格者証の写しを添付すること。

3 上記1の事業所において社会保険加入義務のある条件で現に雇用する警備業務に従事する者

	氏 名（注2）	住 所（注1）
1		
2		
3		
4		
5		
6		

※社会保険適用事業所及び警備員の雇用形態を証する書類として、現在有効な健康保険証の写し（氏名や事業所名が記載された面）又は現在有効な健康保険証がない者については日本年金機構から通知された直近の健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書等の写し（提出対象でない者の情報はマスキングすること。）のほか、上記1の事業者（官公需適格組合にあっては当該組合又は組合員（組合が指定した札幌市内に所在地を有する組合員のいずれか））が納付義務者である労働局又は労働保険事務組合のいずれかが発行している直近の労働保険料の領収書写しを添付すること。なお、労働保険に係る継続事業の一括承認を受けている事業所の場合は、その旨を証する書類を併せて添付すること。また、上記の警備業務に従事する者として、上記2に掲げる者が労働基準法第9条に定める労働者の場合は、上記3の警備業務に従事する者に含めても良い。

4 契約締結前交付書面（警備業法第19条に定める書面。任意書式）

別添のとおり

5 警備業の業務遂行に関する賠償責任保険証書の写し

別添のとおり

【注 意】

1 警備員指導教育責任者等及び警備業務に従事する者の住所の記載にあっては、札幌市内に住所を有する方は「札幌市〇〇区」、札幌市外の近郊に住所を有する方は「〇〇市」のみの記載で構いません。

2 官公需適格組合にあっては、3の警備業務に従事する者の氏名の後に組合員名称を（ ）書〔例：〇〇〇〇（組合員名称）〕を記載すること。

契 約 実 績 調 書

申請者(入札参加者)名 _____

●札幌市、国又はその他の官公庁における契約実績

契 約 名	発 注 者 名	契約金額(円)	警備対象延面積	契 約 期 間
			m ²	自 年 月 日 至 年 月 日
			m ²	自 年 月 日 至 年 月 日
			m ²	自 年 月 日 至 年 月 日

●民間企業における契約実績

契 約 名	発 注 者 名	契約金額(円)	警備対象延面積	契 約 期 間
			m ²	自 年 月 日 至 年 月 日
			m ²	自 年 月 日 至 年 月 日

【留意事項】

- 1 入札告示で示した調達役務と同種の○○○以上の契約実績(6か月以上継続して履行しているものも含む。)を記載すること。
- 2 過去2年間における札幌市、国又はその他の官公庁の契約実績がある場合は、それを優先して記載すること。札幌市契約規則第25条第3号の規定を適用し、契約保証金を免除できる場合があります。
- 3 官公需適格組合の場合において、組合員の実績を記載する場合は、契約名の後に()書で組合員名称〔例：○○○○○業務(組合員名)〕を記載すること。
- 4 契約実績を証する書面として、契約書の写し(契約名、発注者名、契約金額、警備対象延面積及び契約期間が記載されているページを抜粋)を添付すること。
なお、契約書の写しが提出できない場合は、上記記載内容が確認できる書面(発注書その他の発注者発行の書面の写しに限る)を提出すること。

課 長	係 長	係	入札立会人	入札執行者

年 月 日

一般競争入札参加資格審査結果調書

入札執行者 (職) (氏 名)

次の事後審査型一般競争入札における入札参加資格審査の結果、

- 落札候補者について、次のとおり入札参加資格を有すると認められるため、落札者として決定する。
- 落札候補者について、次のとおり入札参加資格を有しないと判断されるため、当該入札を無効とし、別案のとおりに通知するとともに、次順位者〔 〕を、落札候補者として審査書類の提出を求める。

業 務 名			
入札年月日等	年 月 日	:	[入札執行調書別添のとおりに] 入札書比較価格 円 [最低制限価格：比較価格× %]
落 札 候補者	氏 名		
	入 札 書 記載金額	円	
審査書類確認表 [審査書類提出日： 年 月 日]			
提出書類		確認	不備事由
<input type="checkbox"/> 事後審査型一般競争入札参加資格確認申請書 (様式 1)			
<input type="checkbox"/> 資本関係・人的関係調書 (様式 2)			
<input type="checkbox"/> 事業所所在地及び警備業務を営むことを証する調書 (様式 3)			
<input type="checkbox"/> 契約実績調書 (様式 4)			
<input type="checkbox"/> 締結前交付書面 (警備業法第 19 条に定める書面)			
<input type="checkbox"/> 警備業の業務遂行に関する賠償責任保険証の写し			
<input type="checkbox"/> 組合員名簿			
<input type="checkbox"/> 官公需適格組合の証明書写し			
<input type="checkbox"/>			
<ul style="list-style-type: none"> ・「<input type="checkbox"/>」は、必要に応じて提出が必要な審査書類を示す。提出があった場合には「<input type="checkbox"/>」にチェック。 ・「確認」欄には、審査書類毎に、入札参加資格要件を満たしているものに「○」を、満たしていないものに「×」を記入。「不備事由」欄には「×」の事由を記入。 			

札 第 号
年 月 日

様

札幌市長

一般競争入札参加資格審査結果通知書

先に申請のあった下記業務における一般競争入札参加資格について、審査の結果、下記のとおり入札参加資格を有しないと判断し、貴社の入札を無効としましたので、通知します。

記

業 務 名	
入 札 告 示 日	年 月 日 (札幌市告示第 号)
入 札 参 加 資 格 審 査 結 果	入札参加資格を有しないと判断する。 【理由】

入札参加資格を有しないと通知された方は、札幌市に対してその理由について説明を求めることができます。説明を求めたい方は、年 月 日までに、下記担当課へその旨を記載した書面を提出してください。

(担当課名・連絡先)